



許可番号第 6620073755 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 京都府京都市伏見区深草神明講谷町29番地

氏名 株式会社 HIRAYAMA

代表取締役 平山 英弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 横山 英幸



許可の年月日 令和7年1月31日

許可の有効年月日 令和11年10月7日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：破碎・切断又は選別

産業廃棄物の種類：

- 1. 廃プラスチック類 3. 木くず 5. ゴムくず 7. ガラスくず
- 2. 紙くず 4. 繊維くず 6. 金属くず 8. がれき類 以上8種類

処分の方法：固化

処分の方法：破碎

- 産業廃棄物の種類：1. 汚泥（無機性汚泥に限る） 産業廃棄物の種類：1. ガラスくず 2. がれき類
- 以上1種類 以上2種類

処分の方法：脱水

処分の方法：破碎

- 産業廃棄物の種類：1. 汚泥（無機性汚泥に限る） 産業廃棄物の種類：1. 木くず
- 以上1種類 以上1種類

処分の方法：破碎

- 産業廃棄物の種類：1. 紙くず（廃石膏ボードに限る） 2. ガラスくず（廃石膏ボードに限る）

以上2種類

全ての産業廃棄物の種類について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：①破碎・切断施設 ②固化施設 ③脱水施設（建設汚泥に限る）
④脱水施設（無機性汚泥に限る） ⑤選別施設 ⑥破碎施設（再生できるものに限る）
⑦破碎・切断施設 ⑧選別施設 ⑨破碎施設 ⑩破碎施設 ⑪破碎施設（廃石膏ボードに限る）
- (2) 設置場所：①④⑤⑥大阪府西淀川区中島2丁目9-36
②③大阪府港区海岸通4丁目2番3号
⑦⑧⑨⑩⑪大阪府住之江区南港南1丁目2-142
- (3) 設置年月日：①④⑤⑥平成30年2月15日 ②令和2年10月10日 ③平成28年9月28日
⑦令和6年5月9日 ⑧⑨⑩⑪令和4年5月25日
- (4) 処理能力：①523m³/日 ②1,188t/日 ③26.7m³/日 ④822m³/日
⑤715m³/日 ⑥864t/日 ⑦788m³/日 ⑧996m³/日 ⑨1,562t/日
⑩475t/日 ⑪73.6t/日
- (5) 許可年月日：①④⑥平成29年4月14日 ③平成28年9月15日 ⑦令和6年4月12日
⑨⑩令和3年4月7日
- (6) 許可番号：①第415号 ③第413号 ④第417号 ⑥第416号 ⑦第434号 ⑨第429号
⑩第428号

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年10月8日 当初許可
令和7年1月31日 許可更新

コピー厳禁

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無